

## いわき市青少年有害環境浄化対策要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青少年に有害な社会環境のうち、有害図書類等の自動販売機の設置及び有害広告物の掲示等による青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境を浄化し、青少年の健全な育成に関する施策（以下「施策」という。）の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 有害図書類等 次のいずれかに該当する図書類又はがん具類をいう。
  - ア 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
  - イ 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
  - ウ 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの（がん具類に限る。）
- (3) 有害広告物、看板、立て看板、ちらし等の広告物で、前号ア又はイに該当するものをいう。

### (福島県との連携)

第3条 市長は、施策を推進するに当たっては、福島県、福島県青少年育成県民会議及びいわき市青少年育成市民会議と緊密な連携を図るものとする。

### (広報活動等)

第4条 市長は、有害図書類等の自動販売機の設置及び有害広告物の掲示等が青少年に及ぼす悪影響について、広報活動等を通じて市民の理解を深めるとともに、各種団体等における施策の自主的な推進が図られるよう積極的な啓発を行うものとする。

### (有害図書類等に関する運動)

第5条 市長は、有害図書類等に関し、次に掲げる運動を推進するものとする。

(1) 青少年に見せない、買わせない、読ませない運動

(2) 家庭に持ち込まない運動

(有害図書類等の自動販売機に関する取組)

第6条 市長は、有害図書類等の自動販売機の設置に関し、「場所を貸さない運動」を推進するものとする。

2 市長は、必要に応じ、有害図書類等の自動販売機の設置場所の提供者に対し、当該設置場所に係る契約を更新しないように依頼するものとする。

3 市長は、有害図書類等の自動販売機周辺を定期的に巡回し、法令等に違反しているおそれがあると認められるときは、速やかに関係機関に通報するものとする。

(有害広告物の撤去)

第7条 市長は、公衆電話所、電柱等に無断で掲示されている有害広告物について、その設置管理者から撤去の要請を受けたときは、これを撤去するものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 市長は、有害図書類等の自動販売機及び有害広告物に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市長は、必要に応じ、市民及び関係団体に対し、有害図書類等の自動販売機及び有害広告物に関する情報を提供するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から実施する。